

# 市町村立学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を含む。）における 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する実施要項

令和 5 年 1 月 1 0 日  
4 教 義 第 1 7 6 0 号  
福島県教育委員会教育長通知

## 第 1 目的

この実施要項は、教育公務員特例法第22条の5及び同法22条の6の規定に基づき、市町村立学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を含む。）における研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 趣旨

市町村立学校における研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励は、教育公務員特例法第22条の3及び4に基づき、福島県教育委員会が作成した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標【第2版】」（以下「指標」という。）及び「福島県公立学校教職員現職教育計画」を踏まえて行うものとする。

また、これは、研修履歴を基に行われる教員と学校管理職との積極的な対話により、一人一人の教員に応じた研修の受講を奨励しようとするものであり、教員の資質向上のために行われるものである。

## 第 3 対象となる教員の範囲

教育公務員特例法第22条の5の規定による研修履歴の記録（以下「研修履歴の記録」という。）及び同法第22条の6の規定による対話に基づく受講奨励（以下「対話に基づく受講奨励」という。）の対象の教員の範囲は以下のとおりとする。

- 1 公立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に所属する「校長及び教員」とする。
- 2 「校長及び教員」とは、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師とする。

※ 校長、教諭、養護教諭は、再任用（常時勤務、短時間勤務）を含む。

※ 養護助教諭、講師のうち、常勤の教員（臨時的任用教員、任期付教員）は、法律に基づく研修履歴の記録及び対話に基づく受講奨励の対象ではないが、教育公務員特例法第21条第2項の規定に基づき、絶えず研究と修養に努めなければならないことから、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行うこととする。

## 第 4 研修履歴の記録の目的

研修履歴の記録は、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資するために、教員が自らの学びを振り返る際や学校管理職等が教員に対して研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行う際に活用されるものである。

## 第 5 研修履歴の記録の範囲

- 1 必須記録研修等
  - (1) 教育センター、特別支援教育センターが主催する研修、教育事務所や県教育委員会が実施する研修、その他任命権者が実施する記録を必須とする研修
  - (2) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
  - (3) 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- 2 その他任命権者が必要と認めるものに含まれ得る研修等
  - (1) 学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
  - (2) 教員が自主的に参加する研修等  
教職員支援機構、大学・教職大学院、教育研究会（幼・小・中教研、特別支援教育等）、民間企業等の様々な主体が主催する研修・講習等

## 第6 研修履歴の記録の内容

県教育委員会が定める所定の様式に、指標との関係、経験年数、受講年度、年齢、勤務校、主な校務分掌、研修名、振り返り、成果等について記録する。

## 第7 研修履歴の記録の方法

教員個人が県教育委員会が定める所定の様式に記録し、電子ファイル及び紙媒体で記録する。

## 第8 研修履歴の記録の時期

対話に基づく受講奨励が行われる面談の時期等に教員個人が記録する。

## 第9 研修履歴の記録の提出方法

教員個人が所定の様式に必要な事項を記録し、電子ファイル及び紙媒体で校長に提出する。

## 第10 研修履歴の記録の保管

教員と校長が研修履歴の記録を電子ファイル及び紙媒体で保管する。研修履歴の記録の保存期間は、県教育委員会が別に定める。

## 第11 研修履歴の記録の閲覧・提供

研修履歴の記録は、年度毎に電子ファイル及び紙媒体で保管し、日常的又は定期的に、教員個人及び学校管理職が相互に閲覧・提供できることとするとともに、必要に応じて服務監督権者である市町村教育委員会が閲覧できるものとする。

## 第12 研修履歴の記録の人事異動に伴う引継ぎ

校長は、当該職員が異動する場合、研修履歴の記録の写しを異動先の所属長に送付する。

## 第13 学校管理職以外の教員への対話に基づく受講奨励

- 1 学校管理職以外の教員への対話に基づく受講奨励は、校長が行う。
- ※ 校長は、適切な権限の委任の下、副校長、教頭などの他の学校管理職とも役割分担しつつ、研修履歴を活用して対話に基づき教員の資質向上に関する指導助言等を行うことも可能である。
- 2 対話に基づく受講奨励は、研修履歴を活用した面談形式で行う。
- 3 2による面談の方法、時期については、校長が定める。

## 第14 校長等の学校管理職への対話に基づく受講奨励

- 1 校長以外の副校長や教頭については、第4～第13に準じて校長が行う。
- 2 校長については、服務監督権者である市町村教育委員会教育長及び人事主管課長等が行う。

## 第15 学校内で行う研修履歴の記録

第1～第14までに定める研修履歴の記録と対話に基づく受講奨励とは別に、学校管理職は、校内研修を中心に組織的かつ日常的な教員の学びの記録を蓄積し、年間を通じた校内研修の総括の場や学校全体としての組織的な学びの方針・内容等に反映していくように努める。

## 第16 研修受講に課題のある教員への対応

学校管理職は、研修受講に課題のある教員に対して、対話に基づく受講奨励の面談等を通じて指導を行う。

## 第17 その他

この実施要項に定めるもののほか、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。